

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
令和7年8月27日

担	労働基準部 賃金室
	室長 川部 竜喜
当	室長補佐 本間 徹
	電話 075-241-3215

京都府最低賃金が時間額1,122円（64円引上げ）へ

～京都府最低賃金審議会が答申～

京都府最低賃金審議会（会長 岩永 昌晃）は、本年7月17日（木）に京都労働局長（角南 巖）から「京都府最低賃金の改正決定」の諮問を受け、京都府最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本日、結論を取りまとめ、京都労働局長に対し「時間額1,122円」とする旨の答申を行った。

今後は、この答申の内容についての異議申出などの諸手続を経て、京都府最低賃金が改正されることになる。

改正額の効力発生日は、令和7年11月21日の予定である。

1 今後の手続

- （1） 答申に対する異議申出手続に関する公示を本日実施（公示期間は8月27日から9月11日まで）
- （2） 答申に対する異議申出があった場合の異議の取扱い審議の実施
- （3） 異議の取扱い審議を経て、改定額の発効
- （4） 改正決定の効力発生日は令和7年11月21日の予定

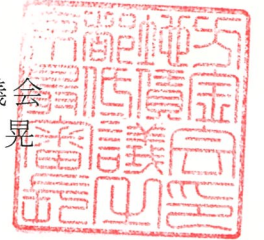
2 参考資料

- （1） 答申文写し
- （2） 京都府最低賃金の推移
- （3） 地域別最低賃金額の改正決定の手順

京 賃 審 発 第 17 号
令 和 7 年 8 月 27 日

京 都 労 働 局 長
角 南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会
会長 岩 永 昌 晃



令和7年度 京都府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月17日付け京労発基0717第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、材料費、エネルギー費などの高騰を背景として、労働者の生活状況及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が悪化している現状を踏まえ、以下のことを要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1 物価高騰対策の実施

現在、最低賃金付近で働く労働者が抱える生活上の課題は、急激な物価高騰に大きく起因している。この問題に企業負担となる最低賃金の引上げで、専ら対応しようとすることは適切ではなく、政府が主体的に取り組むべき政策課題と考える。まずは抜本的な物価安定に資する対策を政府や地方自治体等、行政機関が主体的かつ積極的に講じるよう強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備

政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済の実現」を達成するためにも、生産性向上に向けた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等現行補助制度の思い切った要件緩和や拡充、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する。

3 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引き上げの影響軽減策の実施

今回の最低賃金の引き上げが中小企業・小規模事業者の倒産や廃業の増加につながらないようその影響を軽減するために、特に、①業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと、また、②非正規労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金等の各種助成金制度の拡充、③賃上げを行う企業に対する法人税の優遇措置である賃上げ促進税制の見直し・拡充、さらに、④賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を強く要望する。

4 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度の改正

多くの企業が慢性的な人手不足となっている中、各種の「年収の壁」があることで、最低賃金の大幅な引き上げが就労調整につながっていることは大きな課題である。所得税法上の扶養、社会保険制度における扶養又は第三号被保険者に関する所得要件について、人口構成や社会環境の変化も踏まえ、最低賃金の引き上げが就労調整につながることをないよう、抜本的に再構築することを強く要望する。

5 最低賃金の地域間格差による労働力流出の防止

最低賃金の地域間格差による労働力移動は当審議会においても昨年度から重要課題として議論となっている。しかしながら、これは都道府県を超える広域的な現象であり、各地方最低賃金審議会では解決できる内容ではない。特に、外国人労働者の労働移動が拡大することも今後予想される。中央最低賃金審議会において最低賃金の地域間格差と労働移動の実態を把握し、抜本的な対策を講じられることを要望する。

6 最低賃金の発効日

昨今の最低賃金の大幅な引き上げに伴い、発効日に関する労使双方の見解にも相違が生じている。使用者代表委員からは、年末の就労調整への対応のみならず、給与改定の影響が相当数の正規社員にも及び、短期間での改訂処理が企業に過大な負担をもたらすことから、発効時期を先送りすべきとの意見が出された。他方、労働者代表委員からは、最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、一刻も早く発効すべきとの主張があった。

これらの課題は全国共通であり、各地方ごとに判断すべき問題ではなく、中央最低賃金審議会において一定の方針を示していただきたい。

7 本年度の審議会運営

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目

安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。」との方針が示された。

京都地方最低賃金審議会においても、これを踏まえた議論を行うべく、具体的な補助金や交付金の内容や規模の提示を見込んでいた。しかしながら、現時点に至るまで当該支援策の詳細についての情報が示されなかったことで、審議会における議論が進展しないなどの大きな影響を受けたと言わざるをえない。

このような状況は、最低賃金審議の実効性のある審議の確保の観点からも極めて残念な事態であり看過できないと考えている。この点について、京都地方最低賃金審議会として遺憾の意を申し述べるものである。

加えて、閣議決定された「中小企業・小規模事業への大胆な後押し」については最低賃金に関わる事業者を一者たりとも取りこぼさない、賃金上昇で受ける経営的負担に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する。

以上の意見があったことを付言する。

別紙

京都府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
京都府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,122 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入していないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年11月21日

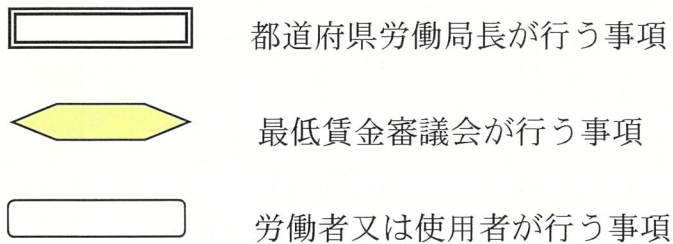
京都府最低賃金の推移

京都労働局 賃金室
令和 7 年 8 月 1 6 日作成

年 度	最低賃金	引上額・率	
	時間額（円）	（円）	率（％）
14	677	0	0.00
15	677	0	0.00
16	678	1	0.15
17	682	4	0.59
18	686	4	0.59
19	700	14	2.04
20	717	17	2.43
21	729	12	1.67
22	749	20	2.74
23	751	2	0.27
24	759	8	1.07
25	773	14	1.84
26	789	16	2.07
27	807	18	2.28
28	831	24	2.97
29	856	25	3.01
30	882	26	3.04
元	909	27	3.06
2	909	0	0.00
3	937	28	3.08
4	968	31	3.31
5	1,008	40	4.13
6	1,058	50	4.96
7	1,122	64	6.05

※令和 7 年の時間額 1,122 円については令和 7 年 8 月 19 日現在では答申のみで、
正式な額の確定には至っていない。

地域別最低賃金の改正決定の手順



〈最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金〉

（地域別最低賃金）

